

文化 第1178号  
令和5年5月25日

神奈川県文化芸術振興審議会 会長 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治



かながわ文化芸術振興計画の改定について（諮問）

文化芸術振興計画の改定について、神奈川県文化芸術振興条例第4条第5項の規定に基づき諮問します。

問合せ先  
文化課文化企画グループ 金田  
電話：045(210)3804

## 諮問趣旨書

県では、真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現及び個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展に寄与することを目的として、平成 20 年 7 月に神奈川県文化芸術振興条例を制定しました。

そして、この条例に基づき、文化芸術の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向その他文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 21 年 3 月にかながわ文化芸術振興計画を策定し、平成 25 年度及び平成 30 年度に改定をいたしました。

本計画は、計画期間が令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間となっていることから、令和 5 年度中に計画の改定を行うこととしています。

つきましては、本県の文化芸術振興の方向性を示すものとなる本計画の改定について、専門的な立場からの御意見をいただきたく、諮問します。